第

3 5 4 6

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2008年)平成20年

6月 27日 金曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## △ 出向に伴う較差補てん金

A:較差補てん金は、本人に対する給与となります。

## 【解説】

出向元法人が、出向先法人との給与条件の 較差を補てんするため出向者に支給する金銭 は、出向者に対する給与となりますので、出 向元から支給する場合、出向先法人を通じて 支給する場合のいずれも、その出向元法人の 損金の額に算入することができます。

なお、この場合の源泉所得税の取扱いは、 次のようになります。

- ① 直接出向者に支給する場合 一方の会社(通常出向先法人)では月額表 の甲欄を適用して税額を計算し、他方(通 常出向元法人)では、月額表の乙欄を適用 して税額を計算して源泉徴収を行います。
- ② 出向先法人を通じて支給する場合 この場合には、出向者は1ヶ所から給与を 受けることになりますので、出向元法人で は源泉徴収をせず、出向先法人において出 向者に対する給与総額に対する所得税の 源泉徴収を行います。







